戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成24年2月8日付け23経営第2955号

改 正 平成24年4月6日付け23経営第3552号

第1 趣旨

力強い農業構造を実現していくためには、集落・地域での徹底的な話し合いにより、 地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地 を、将来においても確保していくための展望を作っておくことが必要です。

このため、本事業により、市町村や都道府県が行う、地域の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組を支援することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現します。

第2 事業の内容

- 1 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成事業 市町村は、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域にお ける話合いにより、
 - (1) 今後の地域の中心となる経営体(個人、法人、集落営農) はどこか
 - (2)地域の中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
 - (3)地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

等を定めた人・農地プラン(地域農業マスタープラン)を作成するための取組を、 別記1により行います。

都道府県は、本事業の円滑かつ適正な実施のため推進活動のほか、市町村に対する指導・助言を別記1により行います。

なお、この要綱において、「人・農地プラン作成事業」とは地域農業マスタープラン作成事業のことをいい、「人・農地プラン」とは地域農業マスタープランのことをいいます。

2 農地集積協力金交付事業

人・農地プランに向けた話し合いの中で、地域の中心となる経営体への農地集積 や分散化した農地の連坦化が円滑に進むようにするため、そうしたプランを定めた 市町村において、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人を通じて農地集 積に協力する者に対して、別記2により市町村等が農地集積協力金(以下「協力金」 といいます。)を交付します。

第3 事業実施主体

- 1 第2に掲げる事業の実施主体については、市町村(東日本大震災により、農地の 流失や冠水等の被害を受けたと認められる別表1の市町村を除きます。)とします。 ただし、第2に掲げる事業のうち都道府県の推進活動等の実施主体は、当該市町 村が属する都道府県とします。
- 2 都道府県が事業実施主体となることにより事業が効果的に実施できる場合は、市町村に代わり都道府県が実施主体となることができることとします。
- 3 都道府県及び市町村は、事業の実施に係る事務の一部を委託することができます。

第4 事業実施計画の作成及び承認手続等

1 市町村が、第2に掲げる事業を実施しようとする場合は、市町村長は、市町村事業実施計画(別紙様式第1号)を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。

ただし、都道府県が市町村に代わって当該事業を実施する場合は、都道府県知事が市町村事業実施計画を作成します。

- 2 都道府県知事は、市町村事業実施計画の内容について、必要な調整を行った上で、 都道府県が実施する推進活動等をその内容に含んだ都道府県事業実施計画(別紙様 式第3号)を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長(北海道にあっては北 海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局 長等」といいます。)へ承認の申請をしてください。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された都道府県事業実施計画の内容を審査し、 その結果を都道府県知事に通知するものとします。審査の結果、その内容が適当と 認められる場合は、承認した都道府県事業実施計画に基づいて補助金を交付します。
- 4 都道府県知事は、3によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、 速やかに、市町村長に対して、市町村事業実施計画を承認した旨の通知を行ってく ださい。
- 5 市町村事業実施計画又は都道府県事業実施計画について、以下の変更が生じた場合は、1から4までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。
 - ① 事業実施主体の変更
 - ② 事業費又は国庫補助金の3割を超える増減
 - ③ 第2に掲げる事業の中止又は新規の実施

第5 事業の着手

1 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。) 後に着手するものとします。 ただし、地域の実情に応じて事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、都道府県知事は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第4号)を地方農政局長等に提出します。

2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行ってください。

また、この場合、都道府県知事は、戸別所得補償経営安定推進事業交付要綱(平成24年2月8日付け23経営第2956号農林水産事務次官依命通知)第4の規定による申請書の提出に当たっては、申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載してください。

3 地方農政局長等は、事業着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、 事業が適正に行われるようにします。

第6 事業の完了報告

- 1 市町村長は、毎年度、事業が終了したときは、市町村事業完了報告書(別紙様式 第5号)を作成し、当該年度に作成・更新した人・農地プラン(第10の1により、 事前に提出したものを除きます。)を添えて、都道府県知事へ報告してください。
 - この場合、更新した人・農地プランについては、変更箇所があるページのみの提出や変更箇所を新旧対照表方式で示した書類の提出により代えることができます。

都道府県が市町村に代わって事業を実施した場合は、都道府県が市町村事業完了報告書を作成します。

2 都道府県知事は、市町村事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県事業完了報告書(別紙様式第5号)を作成し、市町村長から提出のあった人・農地プランを添えて、補助事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払い又は概算払いにより交付された場合は翌年度の6月10日)までに地方農政局長等へ報告してください。

第7 国による補助

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費(別表2に掲げるものに限ります。)を対象として、都道府県に対して補助金を交付します。
- 2 市町村は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費(別表 2 に掲げるものに限ります。)について、都道府県に対して交付の申請をしてください。
- 3 都道府県は、市町村に対する補助金の交付を事業実施年度内に完了してください。

第8 補助金の返還

- 1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業を実施していなかった場合又は都道府県事業完了報告書若しくは市町村事業完了報告書の内容に虚偽があった場合には、該当する都道府県に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。
- 2 都道府県は、本事業で補助すべき補助金の額を確定した場合において、既にその 額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を国へ返還す る措置を講じるものとします。

第9 証拠書類の保管

都道府県及び市町村は、都道府県事業実施計画、市町村事業実施計画、都道府県事業完了報告書、市町村事業完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類については、事業終了の年度の翌年度から起算して10年間保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

第10 留意事項

1 市町村長は、毎年度、本事業により作成・更新した人・農地プラン及び本事業に 準じて独自に作成・更新した人・農地プランについて、都道府県知事に提出します (別紙様式第6号)。この場合、更新した人・農地プランについては、変更箇所が あるページのみの提出や変更箇所を新旧対照表方式で示した書類の提出により代え ることができます。

都道府県知事は、市町村長から提出のあった人・農地プランのうち、9月末までに作成・更新されたものについては11月末までに、3月末までに作成・更新されたものについては、翌年度の5月末までに地方農政局長等へ提出します(別紙様式第6号)。

- 2 都道府県及び市町村は、人・農地プランの実現に向けた取組や進捗状況を把握し、 的確なフォローアップを行うものとします。なお、このフォローアップについては、 農業者戸別所得補償制度推進事業(農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱(平 成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(2) の⑩に規定する事業をいいます。)を活用して実施することができます。
- 3 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、 別記3により適切に取り扱うよう留意してください。また、本事業に準じて作成・ 更新した人・農地プランについても、個人情報の取扱いに留意してください。

第11 関係機関との連携

都道府県及び市町村は、本事業を実施するに当たり、協力を仰ぐなどして関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めてください。

第12 報告及び検査

国は、人・農地プランの作成及び協力金の交付が適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、市町村、本事業に関係する機関及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとします。

附 則 (平成24年2月8日付け23経営第2955号)

この通知は、平成24年2月8日から施行します。

附則

- 1 この通知による改正は、平成24年4月6日から施行します。
- 2 この通知による改正前の戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱(以下「旧要綱」といいます。)の規定に基づき、平成23年度までに実施した事業(旧要綱第5の2に基づき交付決定前に着手したものを含みます。)の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

(別表1)

県名	市町村名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 普代村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩竈市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亘理町 山元町
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 楢葉町 広野町 いわき市
茨城県	北茨城市 高萩市 日立市 東海村 鹿嶋市 神栖市
千葉県	銚子市 旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市

資料:農林水産省統計部、農村振興局「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地 の推定面積(平成23年3月)」

(別表2)

区分	内容	注意点
謝金	第2の1の事業を実施するために直接 に必要とする事務の補助、専門的知識の 提供、資料の収集、会議の出席等につい て協力を得た有識者等に対する謝礼に必 要な経費	・根拠ある単価を設定してください。
旅費	第2の1の事業を実施するために直接 に必要な事業実施主体の経費及び専門家 等に支払う経費	
事務等 経費	第2の1の事業を実施するために直接 に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役 務費(手数料、印紙代等)、借上費(会 場借料、パソコン等のリース料)、消耗 品費、賃金(臨時雇用者の賃金及び正規 職員の超過勤務に対して支払う実働に応 じた対価(日給又は時間給))、共済費(臨 時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児 童手当拠出金)等	
委託費	第2の1の事業に必要な取組を他の者 に委託するために必要な経費	
協力金	第2の2の事業により交付される協力 金	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品 ・物品等を購入又はリース・レンタルする場合については対象外とします。

人・農地プラン作成事業

第1 人・農地プラン

人・農地プランに定める内容は、集落・地域レベルにおける話合いを通じ、地域の 実情に応じて決定すべきものであり、記載すべき事項や項目数については特段の制約 はありませんが、参考様式に示している項目については必ず記載してください。

なお、本事業で人・農地プランとは、参考様式に示している項目が記載され、これに別紙「地域の中心となる経営体に対する農地の集積計画表 (工程表)」及び「農地利用図」が添付されたもので、かつ、市町村が関係機関、農業者代表等による検討会の審査・検討を経て定めるものです。

第2 市町村による人・農地プラン作成事業の内容

- 1 市町村は、人・農地プランの作成のために次の活動を実施することができます。
- (1) 農業者の営農意向等の把握

農業者に対し、地域農業の将来見通しや自らの農業経営のあり方あるいは農地 の貸借等の意向の聴取等

- (2) 集落等における合意形成
 - 集落等における営農活動の範囲を単位として農業者等を参集した会合の開催
- (3) 関係機関、農業者代表等による検討会の開催

人・農地プランの作成に必要な取組事項の検討と人・農地プランの決定のための関係機関と地域の農業者等による検討会(以下「検討会」といいます。)の開催

(4)人・農地プランの周知等

関係機関と地域の農業者等への決定した人・農地プランの周知及び人・農地プラン実現に向けた取組状況の確認等

- 2 人・農地プラン作成の単位
 - 人・農地プランの範囲は、集落や自治会等の営農活動の単位となるエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアなど地域の中心となる経営体の営農活動の範囲を単位として作成してください。
- 3 検討会の構成員
- (1) 市町村は、1の(3)の検討会を開催するに当たり、その構成員に、関係機関のほか、認定農業者、大規模個別経営、法人経営者、集落営農の代表者、女性農業士といった地域をけん引する農業者等を必ず加え、地域の実態や意見が幅広く反映されるようにしてください。

<関係機関の例>

· 地域農業再生協議会(農業者戸別所得補償制度推進事業(平成23年4月1日

付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に規定する 地域農業再生協議会をいいます。)

- 農業協同組合
- 農業委員会
- 土地改良区
- 法人協会
- 農地利用集積円滑化団体
- · 農地保有合理化法人
- 普及組織 等
- (2) 検討会のメンバーの概ね3割以上は女性で構成することとします。

第3 人・農地プランの決定・変更

- 1 人・農地プランについては、地域農業の実情や地域の中心となる経営体の意向が 十分反映されるものとし、地域農業の将来を見通して持続可能なものとしてくださ い。
- 2 市町村長は、検討会の審査・検討を経た上で、人・農地プランを決定します。
- 3 新規就農者や集落営農の組織化などにより新たに地域の中心となる経営体ができた場合など、事情の変化に応じて、人・農地プランを更新することができます。人・農地プランの更新の場合も、地域の中心となる経営体の名称変更や構成員数の変更など軽微なものを除き、2と同様の手続をとってください。

第4 都道府県による推進活動等

都道府県は、本事業の円滑な推進のため、次の推進活動等を行います。

1 事業説明会の開催

都道府県は、本事業の開始に当たり、事業実施主体となる市町村の担当者や人・ 農地プランの作成に携わる者に対して、本事業の説明会を開催することができます。

2 意見交換会等の開催

都道府県は、本事業の効果的な実施方法等について、市町村の意識を高め、相互に研鑽を積むため、市町村、農業団体、地域の農業者など人・農地プランの作成に携わる者を参集して、取組事例発表会、普及啓発・情報交換会、意見交換会等を開催することができます。

3 事業実施の指導・確認

都道府県は、市町村において、事業実施期間中に事業が適切に実施されているかどうかを確認し、その結果、適切な取組が行われていないと判断した場合には、改善を求めるなど適切に対応してください。

第5 その他

別記1の事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認すべき事項がある場合は、農林水産省経営局経営政策課に文書で照会し、文書で回答を求めることができます。

関係する集落名を全て記入

市町村名	集落/地域名 当初作成年月 更新年月		更新年月(1回目)	更新年月(2回目)

	1. 今後の地均	或の中心と	なる経営		経営を引き継ぐ							該	当するもの	のに「〇」を	記入	
				予定の者	予定の者の有無を記入		現状 〔平成23年度〕		「小井の左右」 「小井の左右」		新規就農· 6次産業化·			記まれる施策		
	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	戸別所得補償 制度の加入者					高付加価値化 複合化・ 低コスト化・	規模拡	青年就 農給付	パーし資金の	耕作放 棄地再 生利用	備考	
						経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	法人化 等の取組	取組 大加男 年度	始型)	並利良 担軽減 措置	生利用 緊急対策交付金		
	A法人 (a氏)	才	2 (5) 名		場合は、出資者の 規・非正規を問わ		作目毎で記入	に記入	ha							
	B集落営農組合 (b氏) 認:c氏 認:d氏	才	22 (15) 名	・雇用している	場合は、構成農家 るオペレーターや従		易合は		ha							
・認定農業者が構員である場合は、定農業者の氏名を「認:氏名」として記	認 E氏	才	3 (1) 全		場合は、家族従事 E規・非正規を問わ		で記入 ha		ha							

【 記載上の注意 】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来 こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域 の中心となる経営体として位置づけます。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。 集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認:氏名」を記載します。
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項があれば記載します。

2. 地域の中心となる経営体以外の農業者

(1)農地の提供等により地域の中心となる経営体と連携する農業者〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

農地の提供等により 連携する農業者	年齢	戸別所得補 償制度の加		現状 23年度]		計画 28年度]	活用が見込まれる施策		施策	備考
(氏名)	十田で	資制度の加 入者	経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)	経営転 換協力金	分散錯圃 解消協力金	その他	(今後の役割等)
	才			ha		ha				
	才			h	「その他リニ[の			名を記え		となる経営体である法人経営や集落営農等のオ 活動する」、「草刈りや水管理を行う」など、地域
	才			ha	. (0)[2](0. 0	から ha	、ここので	1287	の中心となる約	経営体をサポートする取組内容を記入
	才			ha		ha				
	才		·	ha		ha				

(2)その他の農業者の状況

経営内容(作目)ごとの経営体数	経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考
経営体	経営内容ごとの経営	経営内容ごとの現状と今	
経営体	規模の合計を記入 ha	後の見込みを記入	
経営体	ha		
経営体	ha		
経営体	ha		

3. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者のあり方)					
取組事項	対応		コメント		
複 合 化 6 次 産 業 化 高 付 加 価 値 化		該当する取組事項 に「O」を記入	今後、集落としてどのような取組を行い地域農業 を維持・発展させていくか等を具体的に記入		
新規就農の促進					
その他[]					

連携する者の意向に基づき、貸付等の意向をもっている農地について、筆ごとの情報を記入

別紙:地域の中心となる経営体に対する農地の集積計画表(工程表)

地域の中心となる経営体の経営農地 【この欄は必ず記入】

左記の経営体に対して28年度までに貸付等が予定されている農地

農地の集積の必 要のない場合は、 この欄は空欄で も可能

経営体	耕地番号	地目	地名、地番、大字、	耕地番号	地目	地名、地番、大字、		貸	付等の	区分(i	m¹)	貸付等の						
(氏名)	附地留写	地日	字、集落番号	初地留写	初地田与 地口		初心田 5 地口		初心田 7 地口		初起田勺 地口		落番号	貸付	作業	委託	売渡	予定年度
							農地基本台帧 面積を記入	長等に記載されて	こいる									
									\Box	目休的		時期がま						
											れば空欄でも							

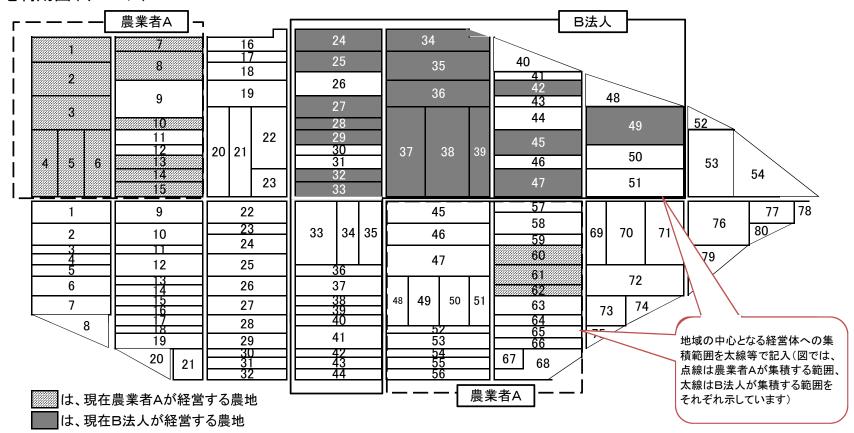
(上記以外の農地の情報) [可能な範囲で記載してください]

	耕地番号	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	面積 (㎡)	農地の 状態		将来的な農地利用計画	
3					自作地か貸借地の区別を記入	<i>t</i> v	「後継者がおらず将来的に地域の中心となる 経営体に集積する可能性が高い」 「地域の中心となる経営体の経営耕地に隣	
							接しており、その農地と交換の可能性あり」 等を記入	

【 記載上の注意 】

- ※ 「地域の中心となる経営体の経営農地」の欄は、必ず記載します。
- ※ 地域の中心となる経営体に対して農地を集積する場合は、「左記の経営体に対して28年度までに貸付等が予定されている農地」の欄を記載します。
- ※ 農地の集積計画が円滑に取り組まれるよう、本計画表の内容について、次ページの農地利用図に記載します。

農地利用図(イメージ)



【 記載上の注意 】

- ※ 地域の中心となる経営体等の農地の利用状況やそれら経営体への農地の集積状況を記載します。
- ※ 地域の中心となる経営体の現状の農地利用が分かるように色付等をします。
- ※ 前ページの「左記の経営体に対して28年度までに貸付等が予定されている農地」については、誰に集積するかを分かるように色付等をして、 貸付等の予定年度を記載します。
- ※ 地域の中心となる経営体への集積範囲が定められた場合には、太線等でその範囲を明示します(この範囲において、規模拡大加算の連担化の要件を満たすこととなります)。
- ※ 農地利用に関する図面については、市販の地図や土地改良事業に関する図面等でも可能です。また、電子データでの提出も可能です。

農地集積協力金交付事業

第1 農地集積協力金の交付対象

1 交付対象地域

農地集積協力金の交付対象地域は、人・農地プラン(人・農地プラン作成事業 を利用せずに、別記1に準じて作成したものを含みます。)を作成した地域とします。

2 各用語の定義

農地集積協力金交付事業における各用語(※印部分)の定義は別記2別表のとおりとします。

- 3 事業内容
- (1) 経営転換協力金交付事業

ア 交付対象者

- (ア) 地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者で、本人 又はその世帯員等(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第2項に規定 *(2) する世帯員等をいいます。)が農業者戸別所得補償制度の加入者等である 次の者とします。
 - ① 土地利用型農業から経営転換する農業者(自作地が10a以上の者に限ります。)
 - ② リタイアする農業者
- (イ) 地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の相続人で相続後 自らは農業を行わない者

ただし、(ア)(イ)いずれの場合にも遊休農地の所有者は交付対象者になれません。

なお、遊休農地の所有者が、1年以内に遊休農地を解消する計画書(別記2様式第1号)を農業委員会に提出し、当該計画の実施可能性を農業委員会に確認してもらった場合は、当該計画に記載された遊休農地については、遊休農地ではないものとして取り扱うものとします。

イ 交付要件

- (ア) 交付対象者が行うべき要件
 - ① 交付対象者は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人(以下「農地利用集積円滑化団体等」という。)に、全ての自作地を白紙委任することが必要です。

注1:白紙委任とは、農地利用集積円滑化団体等との間で、10年以上を委任期間として農地の貸付け(農作業委託を含みます。)の相手先を指定せず、かつ、次のいずれかの内容について委任を行う旨が書面により意思表示されている委任契約

を締結することをいいます。

- i 6年以上の農地の利用権の設定及びその相手方の選定 (相手方を限定しないものに限ります。)
- ii 6年以上の農作業委託契約の締結及びその相手方の選定 (相手方を限定しないものに限ります。)
- iii 農地利用集積円滑化団体等に農地の所有者が農地の利用権を設定した場合には、当該農地の転貸について6年以上の利用権の設定及びその相手方の選定(相手方を限定しないものに限ります。)

なお、農地利用集積円滑化団体等が、農地の受け手との間で 契約を締結する際に、地域の合意の下で行われるブロックロ ーテーションの取組により6年以上の利用権の設定又は農作 業委託契約の締結が困難な場合は、ブロックローテーション の取組計画書に基づき期間の設定を行うことが可能です。

ただし、市街化区域内の農地及び次の農地は除きます。

- a 土地利用型作物以外の作物を栽培する農地(ただし、この農地のうち10a未満(けい畔を除いた面積とします。)の農地で土地利用型作物を栽培することはできます。)
- b 10a未満 (けい畔を除いた面積とします。) の農地 (リタイアする 農業者及び農地の相続人の場合)
- ② リタイアする農業者及び農地の相続人は、利用権の設定を受けていた 農地又は農作業委託契約に基づき農作業の委託を受けていた農地があっ た場合には、これらを解除することが必要です。
- ③ 経営転換協力金の交付決定後10年間、次のことを行わない誓約をする ことが必要です。
 - a 土地利用型農業から経営転換する農業者の場合
 - (a) 土地利用型作物の栽培を目的とした農地の所有権や利用権の新た な取得
 - (b) 土地利用型作物の栽培を目的とした農作業の受託
 - (c) 土地利用型作物の販売及び販売の委託
 - 注2:集落営農内における役割分担で農作業を受託することは、(b)の例外として行えます。
 - 注3:集落営農等に農作業の委託と併せて農産物の販売を委託する (農作業委託契約を締結する)ことは、(c)の例外として行 えます。
 - b リタイアする農業者及び農地の相続人の場合
 - (a) 農地の所有権や利用権の新たな取得
 - (b) 農作業の受託

(c) 農作物の販売及び販売の委託

注4:経営転換協力金の交付を受けた後に、新たな相続により農地 を取得すること、また、分散錯圃を解消するために、①の b の農地を手放して、違う農地の所有権を取得することは、 (a)の例外として行えます。

注5:集落営農内における役割分担で農作業を受託することは、(b)の例外として行えます。

注6:集落営農等に農作業の委託と併せて農産物の販売を委託する (農作業委託契約を締結する)ことは、(c)の例外として行 えます。

(イ) 人・農地プランの作成単位となった地域が行うべき要件

白紙委任の対象となった農地全てに関し、地域の中心となる経営体に農地集積を行うことについて、地域の中心となる経営体を含めた合意がされていることが必要です。

ウ 交付単価

交付対象者が交付要件を満たした交付対象地域内の農地の面積(けい畔を含んだ面積とします。)に応じて、次の金額を事業実施主体に配分します。 事業実施主体は、配分された金額の範囲内で、交付対象者に経営転換協力金を交付するものとします。

(ア) 0.5ha以下 : 30万円/戸(イ) 0.5ha超2.0ha以下:50万円/戸(ウ) 2.0ha超 : 70万円/戸

工 市町村特認事業

事業実施主体は、農地の集積又は分散錯圃の解消に必要と認める場合には、 事業実施主体への配分金額と事業実施主体から交付申請者への交付金額の差 額により、次の工種等の整備を行うことができます。

	工種等	内 容
(7)	障害物の除去	耕作に支障となる木材の抜根、石礫の除去
(1)	整地	切土、盛土、均平、けい畔除去
(ウ)	客土	搬入客土、反転客土
(I)	* ⁽¹³⁾ 土壌改良材の投入	土壌改良材の投入
(1)	暗きょ排水	集水暗きょ、弾丸暗きょ等簡易な暗渠の設置

()))	
(力)	測量	ほ場の測量及び境界確定に要する経費
(‡)	その他	(ア)から(カ)に準ずるもの

(2) 分散錯圃解消協力金交付事業

ア 交付対象者

地域の中心となる経営体の分散した農地の連坦化に協力する農業者又はその世帯員等(農地法第2条第2項に規定する世帯等をいいます。)が農業者戸別所得補償制度の加入者等である次の者とします。

- (ア) 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地の所有者(当該農地について、農地利用集積円滑化団体等に白紙委任した日の1年前の時点から継続して耕作していた者に限ります。)
- (イ) 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者(当該農地について、農地利用集積円滑化団体等に白紙委任された日の1ヶ月前の時点で耕作していた者に限ります。)

注7:地域の中心となる経営体が耕作する農地とは、地域の中心と なる経営体が所有権、利用権及び農作業委託契約に基づき耕 作する農地をいいます。

イ 交付要件

(ア) 交付対象者が行うべき要件

地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地について、その所有者が農地利用集積円滑化団体等に白紙委任することが必要です。

ただし、遊休農地及び市街化区域内の農地は除きます。

なお、遊休農地の所有者又は遊休農地を借りていた農業者が、1年以内 に遊休農地を解消する計画書(別記2様式第1号)を農業委員会に提出し、 当該計画の実施可能性を農業委員会に確認してもらった場合は、当該計画 に記載された遊休農地については、遊休農地ではないものとして取り扱う ものとします。

(4) 人・農地プランの作成単位となった地域が行うべき要件 白紙委任した農地について引き受けることを地域の中心となる経営体が 内諾していることが必要です。

ウ 交付単価

交付対象者が白紙委任をしている交付要件を満たした農地の面積(けい畔を含んだ面積とします。)に応じて、5,000円/10 a を事業実施主体に配分します。事業実施主体は、配分された金額の範囲内で、交付対象者に分散錯 圃解消協力金を交付するものとします。

(3)経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金の重複交付の禁止

経営転換協力金の交付を受けた者は、分散錯圃解消協力金の交付を受けられません。

また、分散錯圃解消協力金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度は経 営転換協力金の交付を受けられません。

第2 経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金の交付

1 交付申請手続

経営転換協力金又は分散錯圃解消協力金の交付対象者は、次の(1)から(3)までのいずれかの交付申請書を作成し、(4)・(5)のうち必要な書類の写しを添付して、経営転換協力金又は分散錯圃解消協力金の交付を受ける年度の3月10日までに事業実施主体の長に提出してください。

- (1) 土地利用型農業から経営転換する農業者は「農地集積協力金交付申請書(別記2様式第2号)」
- (2) リタイアする農業者又は農地の相続人は「農地集積協力金交付申請書(別 記2様式第3号)|
- (3) 分散錯圃解消協力金の交付申請者は「農地集積協力金交付申請書(別記2 様式第4号)」
- (4) 交付対象農地について白紙委任を行っていることを証する書類

注8:白紙委任については、交付申請を行う年度の前年度の3月11日から、 交付申請を行う年度の3月10日までの間に、農地利用集積円滑化団 体等との間で委任契約を締結したものとします。(ただし、平成24 年度においては、平成24年4月6日から平成25年3月10日までに委 任契約を締結したものとします。)

- (5) その他必要となる書類
- 2 交付決定及び交付手続
- (1)事業実施主体の長は、交付申請書の内容を審査し、経営転換協力金又は分散 錯圃解消協力金を交付することが適当であると認められる場合は、交付決定を 行い、経営転換協力金又は分散錯圃解消協力金を交付します。
- (2) 事業実施主体の長は、交付申請書の審査について農業委員会及び農地利用集 積円滑化団体等と連携して行ってください。特に、交付申請者が遊休農地の所 有者か否かについては、農業委員会に確認してください。

第3 経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金の返還

- 1 次のいずれかに該当する場合は、その旨を事業実施主体に届け出て、経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金を返還しなければなりません。
- (1)経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金の交付対象農地に係る白紙委任を行った日から10年が経過する日までの間に当該白紙委任を解約した場合
- (2) 遊休農地を解消する計画書(別記2様式第1号)を農業委員会に提出した

日から1年以内に遊休農地を解消しなかった場合

- 2 次のいずれかに該当する場合は、経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金を 返還する必要はありません。
- (1)土地収用法(昭和26年法律第219号)等による収用により交付対象農地が買い取られる場合等やむを得ない事情のある場合
- (2) 農作業委託契約に基づき農作業を委託していた集落営農が法人化したことに 伴い、当該農作業委託契約に係る交付対象農地について、新たに当該集落営農 法人に利用権を設定した場合

(ただし、農作業委託契約の存続期間と新たに設定した利用権の存続期間の合計が6年以上である場合に限ります。)

第4 その他

- 1 経営転換協力金の交付対象者の農業用機械の取扱いについては、集落・地域の 話合いの中で、地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討すること が望ましい。
- 2 別記2の事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認すべき事項がある場合は、農林水産省経営局農地政策課に文書で照会し、文書で回答を求めることができます。

用語	定義
(1)地域の中心となる経営体	人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営 体(個人、法人及び集落営農)をいいます。
(2)農業者戸別所 得補償制度の 加入者等	農地集積協力金の交付を受ける年度若しくはその前年度 に農業者戸別所得補償制度の交付金の交付を受けた者又は 農地集積協力金の交付を受ける年度に農業者戸別所得補償 制度の交付金の交付を受ける見込みのある者をいいます。 ただし、災害により作付けができず、農業者戸別所得補 償制度の交付金の交付を受けられなかった場合は、交付対 象者とみなします。
(3)土地利用型農業	稲(青刈り稲及びWCS用稲を含む。)、麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、そば、なたね、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょを生産する農業をいいます。
(4)自作地	交付対象者が、農地利用集積円滑化団体等に白紙委任した日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作していた農地をいいます(農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自らが耕作していた農地で、相続後から白紙委任するまでの間に利用権の設定又は農作業委託契約をしていなかったものをいいます。)。 なお、交付対象者の世帯員等(農地法第2条第2項に規定する世帯員等をいいます。)が継続して耕作していた場合も交付対象者の自作地とみなします。
(5)農地の相続人で相続後自らは農業を行わない者	被相続人が死亡した日の属する年度若しくはその前年度において被相続人が農業者戸別所得補償制度の加入者であった相続人又は被相続人が死亡した日の属する年度若しくはその次年度においてその時点の農業者戸別所得補償制度の加入要件を満たす見込みのある相続人に限ります。
(6)遊休農地	農地法第30条第3項各号のいずれかに該当する農地をい

	います。
(7)農地利用集積 円滑化団体	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11 条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいいます。
(8)農地保有合理 化法人	農業経営基盤強化促進法第8条第1項に規定する農地 保有合理化法人をいいます。
(9)利用権	賃借権、使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。
(10) 農作業委託契 約	農作業を委託することを約した契約(受託者が農産物を生産するために必要となる下記の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものに限ります。)をいいます。 ① 稲については、耕起・代かき、田植及び収穫・脱穀② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫3 その他の作目にあっては、①及び②に準ずる作業
(11) 市街化区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規 定する市街化区域をいいます。
(12)集落営農	農業者戸別所得補償制度の交付対象となる集落営農(複数の販売農家により構成される農作業受託組織であって、 組織の規約及び代表者を定め、かつ、対象作物の生産・販 売について共同販売経理を行っているもの)をいいます。
(13) 土壌改良材の 投入	地力増進法施行令(昭和59年政令第299号)に定められ た土壌改良材の投入をいいます。
(14) 隣接する農地	2筆以上の農地が、一連の農作業を継続するのに支障のないものとして、以下のいずれかに該当する場合をいいます。なお、「隣接する農地」に隣接する農地(以下のいずれかに該当するもの)については、「隣接する農地」とともに分散錯圃解消協力金の交付申請が行われた場合に限り

「隣接する農地」に含まれるものとします。

- ① 2筆以上の農地がけい畔で接続しているもの。
- ② 2 筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの。
- ③ 2 筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に 大きな支障のないもの。
- ④ 段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの。
- ⑤ 2 筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの。

(別記2様式第1号)

遊休農地の解消計画届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所

氏名

囙

戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱別記2の第1の3の(1)のア又は(2)のイの(ア)の規定に基づき、遊休農地を解消する計画について、下記のとおり届け出ます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m²)

- 2 解消に関する計画
 - (1) 内容
 - (2) 予定時期
- 3 農地利用集積円滑化団体等に白紙委任する予定年月日

(記載要領)

- 1 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名 称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の(1)の「内容」には、耕作し得る状態に復旧する計画を可能な限り詳細に記載してください。

農地集積協力金交付申請書(経営転換協力金)

市町村長 殿

農地集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、協力金の交付決定後10年間以下の①から③の 事項を行わないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

- ① 土地利用型作物の栽培を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得
- ② 土地利用型作物の栽培を目的とした農作業の受託 ③ 土地利用型作物の販売及び販売の委託

										申請年月日	年		月 日
	フリ	ガナ								十明十万 口	<u> +</u>		<u>月 </u>
		22-2 ;名											
交 付	D,												Fl1
申		(〒	_)			耂	『道					市区
申請者欄	住所							课					町村
者 埋_													
伽	高二												
	電話			<u> </u>				FAX			- 	_	•
	農業	者戸別所	沂得補償	交付金	の交付	申請			<u></u> :	平成23年度		平成24	年度
				ヾずれにも	交付申記	請する場	合は、	両方にチ	ェックし	てください。ま	た、平成24年	度に	ついては
		可としま	9 0										
(1) 経営 ———	古積									_		
	E	自作地			借地]			合計	-			
			m³				m²			m²			
(2)交付	申請面	積および	ブ 交付申	請金額	頁((1)(の自作	地の内]数)	•	I		
	月	f 在		地	番	地目		面積	- -	<u> </u>	Inn		
									m²		欄が足りない 付申請書に添		
									m²	 × 7h	ぞれの面積に	‡m²単	位とし.
									m²	1 m ੈ 🕽	人下は切り捨て		
									m²	ください	١,		
		泰	請面積	(合計画	: 14				m²	かけら	申請金額		万円
	0.56	a以下	中山恒	(ロ前国 0.5ha超2		-		2.0ha走		_			
(3		eを続け	る農地	5.011a)(<u>H</u> 2				2.3114	_	交付単価			30万円 以下 50万円 70万円
	E	自作地			借地	ļ			合計		Z.UIIat但		10/J 🗀 J
			m [*]				m ^²			m [†]			
(4)農地	の利用	権の設力	定等の多	委任先((名称)				1			
F			円滑化団(体									
		保有合理。 L = *5	比法人										
(5	ノ 添何	書類											

- (i) 白紙委任契約書の写し
- (ii) 遊休農地解消計画届出書の写し(遊休農地保有者のみ)

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の	
所有の有無	

※ 遊休農地を保有していても、その全ての農地について1年間に解消される 見込みがあると認める場合は「無」としてください。

農地集積協力金交付申請書(経営転換協力金)

市町村長 殿

農地集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、協力金の交付決定後10年間以下の①から③の

事項を行わないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

- ① 農地の所有権や利用権の新たな取得
- ② 農作業の受託

	3)販売を	なび販売	し の委託	;												
											申請	青年月日		年		月	日
	フリ	ガナ														申	請印
交	丑	:名														I	印
付由		(〒)													
申請	住所							都道 府県									市区 町村
者	工川							/N 7K									H] 117
欄																	
	電話		_	-	-	_		F	AX			_	_		_		
	dt 414	± = n. =	·- / 1-4· /-	4	- A - 1					_		D 					
		者戸別所								<u>Ц</u>		戊23年度				24年度	
		年度、平月 ら可としま [・]		いすれにも	5交付甲	請する場合	台は	、両万	にチェ	エツク	して	ください。ま	また、平	灰24年	F度に	ついて	ば
			, 0														
(1) 栓区	古積											-				
		自作地			借地	2				合詞	 						
			m [*]				m ^²					m ²	1				
	\ \ \ \	⊾ do =≢ ==		· * + / + -	Ь=≠ Д¢	Ŧ ((1) Œ	<u> </u>	// 	Ф.	* - 1			J				
(2	2) 交付	「申請囬	傾わより		申請金額	頃((1) <i>σ</i> .	ノ日	作地(ハト	釵)							
	克	斤 在		地	番	地目		面	積		רו						
-		/1 14		-		70 1		щ	T.P.			※ 記入					
										m²		して交	付申請	書に済	がけして	こくださ	:ر ۱ _°
										m [*]		※ それ					
										m²		1 ㎡ ↓ くださし	以下はな 、	刃り捨っ	てて記	入して	-
										m²		\/:d\	' o				
		交付申	請面積	(合計面	積)					m²		交付「	申請金	額			万円
	☐ 0.5k	na以下			2.0ha以 7	F	┪	2.0	ha超		ſ	交付単価		na以下	,		万円)
(3		€を続けん	る農地								' [0.51			下 50	
	[自作地			借地	1				合詞	<u>;</u> †						
			m ²				m [*]					m [*]					
<u> </u>												- 1					
(4	l) 農地	他の利用	権の設力	定等の	委任先	(名称)				_				_			
		利用集積 保有合理		体													
		<u> </u>			I												

- (5) 添付書類
- (i) 白紙委任契約書の写し
- (ii) 遊休農地解消計画届出書の写し(遊休農地保有者のみ)

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の	
所有の有無	

※ 遊休農地を保有していても、その全ての農地について1年間に解消される 見込みがあると認める場合は「無」としてください。

農地集積協力金交付申請書(分散錯圃解消協力金)

市町村長 殿

農地集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。 また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還すること を契約します。

		約します		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, C <u>246</u> (m	970 00	,	<u> </u>	~~		-10(1))) >			<i></i>
										申請年月日	-	年	月	日
	フリ:	ガナ											申詞	青印
交	氏	名											E	P
付由		(〒	_)										
交付申請者欄	住所						都 府!							市区町村
楫														
	電話		_	-	_			FAX		_		_		
	農業	当 戸別原	听得補償	愛付金 (の交付甲	申請				平成23年度		□ 平成:	24年度	
*				ヽずれにも は見込み ⁻			は、両フ	うにチェ	ックし	てください。				
(1)交付	申請面	積および	ゾ交付申	請金額									
	所	r 在		地	番	地目	百	ī 積		農地0	の所有	者		
									m					
ĺ									m¹					

- 交付申請面積(合計面積) ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡以下は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

		. (<u>`</u>
交付申請金額	円		交付単価 5,000円/10a

(2) 農地の利用権の設定等の委任先(名称)

農地利用集積円滑化団体	
農地保有合理化法人	

- (3) 添付書類
- (i) 白紙委任契約書の写し
- (ii) 遊休農地解消計画届出書の写し(遊休農地保有者のみ)

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の確認	農地が
	農地が

※ 交付対象農地に遊休農地が含まれない場合は「無」を、交付対象農地に遊休 農地が含まれる場合は「有」を記入してください。ただし、交付対象農地に遊休 農地が含まれていても、その全ての農地について1年間に解消される見込みが あると認める場合は「無」としてください。

m[†] m[†]

а

人・農地プランに係る個人情報の取扱いについて

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する人・農地プランに記載する、地域の中心となる経営体や連携する農業者等に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、地域の中心となる経営体や連携する農業者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます(別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い(例)」を添付しています)。

- 1 集落・地域での話し合いや関係機関による検討会における検討を経て、人・農地 プランを作成する、国へ報告するなど本事業の実施に利用すること
- 2 人・農地プランの実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること
- 3 人・農地プランの作成及び人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられていることが要件となっている各種関連事業(※)の確認に利用する場合があること
- 4 1から3までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること

第3 同意を得る例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられます。

- 1 農業者に人・農地プランを配布する際、一緒に「個人情報の取扱い(例)」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する
- 2 集落座談会等で農業者に人・農地プランを説明する際、人・農地プランの裏面に 「個人情報の取扱い(例)」の文言を印刷し、賛同した者については、その場で同 意名簿に署名してもらう
- ※ 各種関連事業とは、戸別所得補償経営安定推進事業(人・農地プラン作成事業業及び農地集積協力金)、青年就農給付金(経営開始型)、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の金利負担軽減措置、農業者戸別所得補償制度及び農業者戸別所得補償制度推進事業をいいます。

個人情報の取扱い (例)

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

戸別所得補償経営安定推進事業事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、戸別所得補償経営安定推進事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業による集落等の合意形成や検討会での審査・検討、国への報告等で利用するほか、次の事業等(注1)に係る交付金の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関(注2)に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	戸別所得補償経営安定推進事業(人・農地プラン作成事業及び農地集積協力金)、青年就農給付金(経営開始型)、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の金利負担軽減措置、農業者戸別所得補償制度、農業者戸別所得補償制度推進事業
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合等、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体(※ その他追加する機関があれば明確にすること)

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

平成 年 月 日

(法人・組織名) 氏名(代表者名)

印

別紙様式第1号

事業実施年度	<u> </u>	龙成	年度
事業実施主体			市町村
事業対象市町村			

平成〇〇年度〇〇市町村事業実施計画(又は完了報告書) (戸別所得補償経営安定推進事業)

1	必要経費総計	<u> 円 (うち国</u>	<u>費</u>)円
2	人・農地プラン作成	えの対象地区	
	地区名	人・農地プランを作成(決定)した年月日	今回提出の有無

3 人・農地プラン作成事業

取組内容		事業 (予定) 量	事業	備考	
		()′ 处 / 里		うち国費	
1	営農意向等の把握	口	円	円	
2	合意形成	回	円	円	
3	検討会の開催	式	円	円	
4	人・農地プランの周知等	回	円	円	
	合計		円	円	

(内訳)

(1) 営農意向等の把握

実施回数	実施年月日	開催場所	対象者数	備考

(2) 合意形成

実施回数	実施年月日	開催場所	参加者数	備考

(3)検討会の開催

実施回数	実施年月日	開催場所	参加者数	備考

(4)人・農地プランの周知等

実施回数	実施年月日	実施方法	対象者数	備考

4 農地集積協力金交付事業

(1) 都道府県からの配分

事業内容	事業 (予定)量	対象経営体 (予定) 数	交付 (予定)額	備考
1 経営転換協力金交付 事業 • 0.5ha以下	a	戸	円	
• 0. 5ha超2. 0ha以下 • 2. 0ha超	a a	戸戸	円円	
2 分散錯圃解消協力 金交付事業	a	戸	円	
合 計	_	_	円	

注: 経営転換協力金交付事業の事業 (予定) 量については、白紙委任をした農地の うち交付要件を満たす面積の合計を記載してください。

(2) 事業実施内容

事業内容	事業 (予定) 量	対象経営体 (予定) 数	交付 (予定)額	備考
1 経営転換協力金交付 事業 (1)経営転換協力金	a	戸	円	
(2) 市町村特認事業	_	_	円	
2 分散錯圃解消協力 金交付事業	a	戸	円	
合 計		_	円	

注: 経営転換協力金交付事業のうち(1)経営転換協力金の事業(予定)量については、白紙委任をした農地のうち交付要件を満たす面積の合計を記載してください。

(事業実施内容の説明)

① 経営転換協力金

白紙委任をした農地のうち 交付要件を満たす面積	交付単価	対象経営体 (予定)数	備考
ha以下	円/戸	戸	
ha~ ha以下	円/戸	戸	
ha超	円/戸	戸	

注: 面積による単価でない場合は、備考に単価の説明を記載してください。

② 市町村特認事業

工種	事業量	事業費
		円

③ 分散錯圃解消協力金

交付単価
円/10 a

- ※ 「事業対象市町村」は、県が事業を実施する場合のみ記載します。
- ※ 本様式を、計画変更又は事業完了報告書とする際は、最終の事業計画の内容を上段括弧書き とします。
- ※ 2の「人・農地プランを作成(決定)した年月日」は、事業完了報告書の際、記載します。
- ※ 2の「今回提出の有無」は、事業完了報告書の際、提出する場合は「有」、本実施要綱第10 の1により事前に提出し、今回提出しない場合は「無」と記載します。
- ※ 3の(3)については、備考欄に検討会の女性参加者数を「うち女性〇人」と記載します。
- ※ 完了報告書には、人・農地プラン(事前に提出したものは除きます。)を添付してください。
- ※ 完了報告書には、農地集積協力金交付事業の交付対象者へ交付決定した旨の通知の写しを添付してください。

別紙様式第2号

番 号 年月日

- ○○都道府県知事
- (○○農政局長) 宛

○○市町村長(○○都道府県知事)氏 名 印

平成〇〇年度事業実施計画の承認(変更)申請について (戸別所得補償経営安定推進事業)

戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱(平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営 第 2955 号農林水産事務次官依命通知)第 4 の 1 (又は 2) に基づき、市町村 実施計画(県事業実施計画)の承認(変更)を申請します。

添付資料:市町村事業実施計画(別紙様式第1号)又は県事業実施計画(別 紙様式第3号)

事業実施年度	平成 年度
事業実施主体	都道府県

平成〇〇年度〇〇県事業実施計画(又は完了報告書) (戸別所得補償経営安定推進事業)

L 必要経費総計	(うち国費)円		
事業名	美名 事業費		備考
		うち国費	2
1 人・農地プラン作成事業		円	円
うち推進活動等		円	円
2 農地集積協力金交付事業		円	円
合計		円	円
2 人・農地プランの作成事業の (1)事業説明会の開催	うち推進活動等		
実施年月日 開催場所	開催内容	参加者数	備考
(2) 市町村に対する指導・助言			
実施年月日 対象市町村	開催内容	参加者数	備考
(3) 意見交換会の開催			
実施年月日 開催場所	開催内容	参加者数	備考

- ※ 1については、市町村から申請又は報告があった(又は県が作成した)市町村戸別所得補償経営安定推進事業実施計画(完了報告書)(別紙様式第1号)を基に記載するとともに、市町村戸別所得補償経営安定推進事業実施計画(完了報告書)を添付します。
- ※ 本様式を、計画変更又は事業完了報告書とする際は、最終の事業計画の内容を上段括弧書き とします。
- ※ 完了報告書には、市町村長から報告を受けた人・農地プランの写しを添付してください。
- ※ 1の「うち推進活動等」に係る事業費については、別記1の第4に要する経費を記載します。

番 号 年月日

○○農政局長 宛

○○都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年度戸別所得補償経営安定推進事業交付決定前着手届

戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2 955号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づき、下記条件を了承の上、 交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとすること。
- 2 交付金交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更(事業の内容変更)はないこと。

別添

区分	事業費	うち国費	着手 年月日	完了予定 年月日

理由

別紙様式第5号

平成〇〇年度事業完了報告 (戸別所得補償経営安定推進事業)

番 号 年月日

- ○○都道府県知事
- (○○農政局長) 宛

○○市町村長(○○都道府県知事)氏 名 印

戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2 955号農林水産事務次官依命通知)第6の1(又は2)に基づき、別添のとおり報告します。

別添: 市町村事業完了報告書(別紙様式第1号)又は県事業完了報告書 (別紙様式第3号)

別紙様式第6号

平成○○年度人・農地プランの作成状況 (平成○○年度○月末時点)

番 号 年月日

- ○○都道府県知事
- (○○農政局長) 宛

○○市町村長(○○都道府県知事)氏名印

戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林 水産事務次官依命通知)第10の1に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 今回提出する人・農地プランの対象地区

市町村名	地区名	作成(決定)年月日	区分(新規・更新)

2 人・農地プラン 別添のとおり

※ 作成・更新した人・農地プランを添付してください。